

# 都立霊園 立体埋蔵施設 使用の手引

平成 30 年 12 月

この手引には、東京都霊園条例等に定められた、都立霊園を使用するときにお守りいただく事柄が書かれております。

これらをよくお読みになり、正しくご使用ください。

指定管理者  
公益財団法人東京都公園協会

公益財団法人東京都公園協会は、平成18年4月より東京都の指定管理者として、都立霊園の管理業務を行っております。



## 目次

1	使用許可証	2
2	使用上の注意	2
3	使用者の皆さまへのお願い	3
4	遺骨の埋蔵（納骨方法）	3
5	施設の工事・設備制限	5
6	各種届出、申請	6
7	献花	9
8	使用許可の取消し	9

### (参考)

	承継申請手続（名義変更）に必要な書類	7
	都立霊園のお問い合わせ先	11

## 1 使用許可証

使用許可証は、立体埋蔵施設を使用する権利を示す唯一の証書です。ご遺骨を埋蔵する場合や改葬する場合、名板の刻字工事を行う場合等の手続きの際に必要となります。

他人に預けたり貸したりすることのないよう、必ず使用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。使用者の死亡等により名義を変更する場合は、速やかに承継（使用者の変更）手続きをしてください（6～8頁参照）。



青山霊園第三区・第五区



谷中霊園第五区

## 2 使用上の注意

- (1) 立体埋蔵施設は一般埋蔵施設の対面墓参の利点と合葬埋蔵施設の管理不要の利点を併せ持つ新しい形態のお墓です。一区画に3体まで、現在の使用者とその親族の遺骨を埋蔵することができます。
- (2) 埋蔵された遺骨は、使用許可日から起算して20年間は地上にあるカロートに骨壺の状態で埋蔵し、その後は遺骨を骨壺から出して、施設内にある地下カロートに共同埋蔵します。使用許可日から20年を過ぎて埋蔵する場合は、最初（納骨時点）から地下カロートに共同埋蔵されます。名板・骨壺は20年後共同埋蔵の際に東京都で処分いたします。共同埋蔵された後の遺骨の返還はできません。
- (3) 「法事等」を行う場合は、事前にご使用の都立霊園窓口へ届け出の上、お墓の正面に設けられた参拝広場で行ってください。なお、参拝をする他の方のご迷惑にならないように、短時間かつ少人数でお願いします。
- (4) 献花台には、花及び線香以外のものを置くことはできません。また、供物や卒塔婆等の持ち込みは固くお断りします。

### 3 使用者の皆さまへのお願い

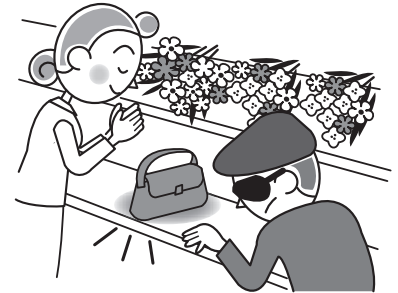
#### ☆火災防止について .....

火のついたお線香は火災の原因となります。お帰りのときに、お線香の火が消えたことを必ず確認してください。

#### ☆墓参時のご注意 .....

墓参中の置き引き被害が発生しております。墓参の際には手荷物から目を離さないようにしてください。

お彼岸等の混雑が予想される時期の墓参には、公共の交通機関をご利用ください。



### 4 遺骨の埋蔵（納骨方法）

- (1) 申込遺骨は、許可を受けた日から3年以内に埋蔵しなければなりません（3年以内に埋蔵しない場合は、使用許可が取り消されます。）。
- (2) 既に他の墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を都立霊園に納める場合は、あらかじめ改葬の許可を得る必要があります（次頁参照）。
- (3) 立体埋蔵施設には、火葬した遺骨でないと埋蔵できません。土葬した遺骨を改葬する場合は、必ず火葬してください。
- (4) 埋蔵する場合は、あらかじめご使用の都立霊園窓口にご予約のうえ、下記の書類を持参し、手続きを行ってください。

#### 埋蔵手続きに必要なもの

- ① 立体埋蔵施設使用許可証（ご使用の都立霊園窓口にて提示していただきます。）
- ② 火葬許可証又は改葬許可証（ご使用の都立霊園窓口にて提出していただきます。）
- ③ 印鑑（認印）（遺骨を使用許可日から起算して、20年経過後に共同埋蔵することについての承諾書に押印していただきます。）

- (5) 遺骨の埋蔵は、職員が行います。使用者及び関係者がカロート及びカロート裏側の管理区域に入ることはできませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 埋蔵する骨壺の大きさは、幅、奥行きとも25cm以内、高さ28cm以内で不朽性のものにしてください。
- (7) 副葬品の埋蔵はできません。

## 遺骨の改葬手続き

すでに墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を別の墓所や納骨堂に移すことを「改葬」といい、「改葬許可証」が必要となります。

**改葬許可証は、現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村が発行します。改葬手続きについては、事前にご使用の都立霊園窓口にお問い合わせください。**



### ①埋蔵・収蔵証明書の発行

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者から「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらいます。

### ②使用証明書の発行

改葬先の都立霊園の窓口で「使用許可証」を提示し、「使用証明書」を発行してもらいます。

### ③市区町村への改葬許可の申請

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村で「改葬許可」の申請をして、「改葬許可証」の交付を受けてください。この申請の際に上記の「埋蔵・収蔵証明書」と「使用証明書」を一緒に市区町村窓口へ提出してください。

※市区町村によって異なりますが、「都立霊園使用許可証」を「使用証明書」として認める場合や、「埋蔵・収蔵証明書」と「改葬許可申請書」の書面を兼ねているものなどがありますので、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村に事前にお問い合わせください。

### ④納骨されている墓所や納骨堂からの遺骨の引き取り

遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を引き取ってください（土葬骨の場合は、火葬してください）。

### ⑤遺骨の納骨

都立霊園の窓口で「使用許可証」を提示すると共に、「改葬許可証」を提出し、事前に納骨の手続きをしてください。

※⑤以外の手続きについては、手数料が必要になる場合があります。

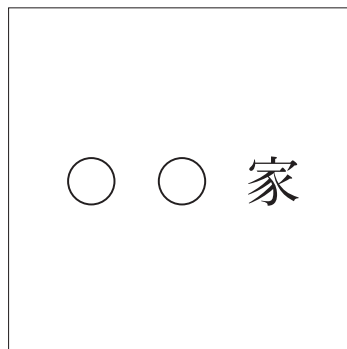
※納骨について お墓のカロートに納骨することを埋蔵といい、納骨堂に納めることを収蔵といいます。

## 5 施設の工事・設備制限

備付けの名板及び墓誌に刻字をすることができます（費用は自己負担）。

- 名板に刻字をする場合は、「使用許可証」及び「印鑑」を持参し、あらかじめご使用の都立霊園窓口にて「簡易工事届」（様式は都立霊園窓口にて備えてあります。）を提出してください。詳しくはご使用の都立霊園窓口にお問い合わせください。
- 名板には、使用者の家名、埋葬者名（本名）、生年、没年のほかは刻字できません。

（名板の刻字例）



- 墓誌に刻字をする場合は、「使用許可証」及び「印鑑」を持参し、あらかじめご使用の都立霊園窓口にて「簡易工事届」（様式は都立霊園窓口にて備えてあります。）を提出してください。
- 墓誌に刻字できるお名前は、埋葬者名（本名）です。刻字の位置や寸法、字体等については定められていますので、ご使用の都立霊園窓口にてご確認ください。

（墓誌の刻字例）





## 6 各種届出、申請

次の場合には、速やかに都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口において所定の手続きをしてください。

### (1) 使用者の住所が変わったとき

使用者の住所が変わったときは、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口へ速やかに書面により届け出てください。郵送又はファックスによる届出も可能です。郵送又はファックスの場合は、右記の事項を記載し、公園協会霊園課宛にお送りください。

(ファックス番号：03-3232-3194)。

住民票を提出していただく場合もあります。

- ① 使用者氏名
- ② 使用者管理番号
- ③ 新住所・電話番号
- ④ 旧住所・電話番号

### (2) 使用者の本籍、氏名が変わったとき

使用者の本籍、氏名が婚姻等により変わったときは、右記の書類をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口へ届出をしてください。

- ① 使用許可事項変更届
- ② 変更の事実が記載してある  
戸籍謄本類
- ③ 立体埋蔵施設使用許可証
- ④ 使用者の認印

### (3) 使用許可証の再交付を受けるとき

使用許可証を紛失したときや破損したときは、使用者は使用許可証の再交付を受けることができます。下記の書類等をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で再交付の申請をしてください。

- ① 使用許可証再交付申請書（申請時に申請者の実印を押していただきます。）
- ② 住民票（本籍の記載があり、申請日において、発行から3カ月以内のもの）
- ③ 使用者（名義人）の実印
- ④ ③の実印の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの）
- ⑤ 再交付手数料（1,100 円）
- ⑥ 郵送料として、450 円分の切手（使用許可証は後日簡易書留で郵送されます。）

※再交付手数料・郵送料は、平成 30 年 12 月現在のものです。

### (4) 使用者（名義人）を変更するとき

使用者の死亡、婚姻、高齢等によって祖先の祭祀を行うことが困難となり、使用者を変更する場合は、速やかにお近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で承継申請手続（名義変更）をしてください（次頁参照）。特に、使用者が亡くなった後に、新たに埋蔵や施設の返還等をされる場合には、予め承継手続を行っていないと埋蔵や返還等の申請ができなくなります。必ず手続をお願いします。

## 承継申請手続（名義変更）に必要な書類

使用者を変更し、墓所を受け継ぐことを承継といいます。都立霊園を承継する方は、①当該墓所の祭祀主宰者であること②原則として使用者の親族であり、下表に該当する方です。承継手続には、次の共通書類のほか、変更理由や承継者により異なる書類が必要になります。**事前にお近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口にご相談の上、必要書類等を整えて手続きしてください。**  
 ※祭祀主宰者とは前祭祀主宰者（＝前名義人）からお墓等を引き継ぎ守るとともに、葬儀・法要の喪主・施主を務めるなど祖先や先故者の供養をしていく方のことをいいます。

**1) 共通書類**（①と②の用紙は、都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口に備えてあります。）

- ① 承継使用申請書（申請時に申請者の実印を押していただきます。）
- ② 誓約書（申請時に申請者の実印を押していただきます。）
- ③ 申請者の実印と印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの）
- ④ 申請者の戸籍謄本（申請日において、発行から6カ月以内のもの）
- ⑤ 使用者（名義人）と申請者の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本類
- ⑥ 立体埋蔵施設使用許可証

**2) 変更理由等により共通書類のほかに必要となる書類**（下記の表をご参照ください。）

変更理由	承継者	必要な書類	
使用者が （名義人） <b>死亡</b> したとき	承継する者を指定している場合	指定された者	① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 ② 遺言書等の原本（承継者の指定の記載があるもの）等
	承継する者を指定していない場合	祖先の祭祀を主宰していることを説明できる者	① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 ② 祭祀を主宰していることが確認できる書類（使用者の葬儀一式費用の領収書、法事の施行証明（寺社等公印付き）等の原本）
		配偶者及び子全員（場合によっては親族等）の協議等により定められた者	① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 ② 協議成立確認書（協議者全員の記名押印が必要であり、かつ、申請者と代表者1名は実印の押印が必要） ③ 実印を押した者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの） ④ 協議者全員の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本類
		現在祭祀を主宰している者から祭祀承継人として推薦された者	① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 ② 「疎明（事情説明）・推薦書」に疎明（事情説明）推薦者の実印を押したもの ③ 疎明推薦者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの） ④ 祭祀を主宰していることが確認できる書類（使用者の葬儀一式費用の領収書、法事の施行証明（寺社等公印付き）等の原本） ⑤ 疎明（事情説明）・推薦された者との戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本類



変更理由		承継者	必要な書類
使用者が (名義人) <b>死亡</b> したとき	承継する者を指定 していない場合	祖先の祭祀を主宰 しているが、自ら そのことを説明で きない者	① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類 ② 「疎明(事情説明)・推薦書」に疎明(事情説明)推薦者の 実印を押したもの ③ 疎明推薦者の印鑑登録証明書(申請日において、発行から 3カ月以内のもの) ④ 祭祀を主宰していることが推定できる書類(申請者が現名 義人の死亡を届け出たことがわかる戸籍謄本、申請者が現 名義人の火葬許可を申請したことが分かる火葬許可証等) ⑤ 疎明(事情説明)・推薦された者との戸籍上のつながりが 確認できる戸籍謄本類
使用者が <b>生前</b> に ① 婚姻・離婚・養子縁組等の理 由で承継者を指定したとき ② その他高齢・病気等特別な 理由により、承継者を指定し たとき ※ 使用許可日より10年間は原 則としてお受けできません。	指定された者	① 指定書(使用者の実印を押印したもの) ② 使用者の印鑑登録証明書(申請日において、発行から3カ 月以内のもの) ③ 申請理由が確認できる書類	
家庭裁判所で指定されたとき	指定された者	① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類(使用者の死亡時のみ) ② 家庭裁判所の審判書又は調停調書	

※ 上記書類等は、必ず原本をお持ちください。なお、印鑑登録証明書以外の書類について、原本返却を希望される場合は、原本と共に写しを提出してください。

※ 上記必要書類の他に、次の**手数料等**が必要となります。

① **承継手数料**として、1,600円

② 使用許可証の**郵送料**として、450円分の切手

(承継手数料と郵送料は、平成30年12月現在のものです。)

※ 場合によって同意書等が必要となることがあります。

次の場合には、ご使用の都立霊園窓口にご相談の上、所定の手続きをしてください。

### (5) 施設を使用しなくなったとき(施設の返還)

使用許可日から20年の間に使用している立体埋蔵施設を使用しなくなった(使用を終了する)場合は、下記の書類等をご用意の上、ご使用の都立霊園窓口で速やかに返還の手続きをしてください。既に埋蔵済みの場合は、埋蔵した全ての遺骨を改葬していただく必要があります。

使用許可日から20年経過後は、地下カロートに共同埋蔵された遺骨の返還はできません。

なお、使用許可を受けた日から3年以内に使用終了届を提出し、遺骨の改葬をされた場合は、お納めいただいた使用料の半額(分納の場合は、返還する時期により清算の必要があります。)をお返しいたします。

① 使用者(名義人)の実印

② ①の実印の印鑑登録証明書(申請日において、発行から3カ月以内のもの)

③ 立体埋蔵施設使用許可証

④ 埋蔵施設使用終了届(ご使用の都立霊園窓口にて備えてあります。)

## 7 献花

毎年10月1日（都民の日）に、墓地管理者が埋蔵者に対し、献花を行います。



## 8 使用許可の取消し

次の場合には、東京都霊園条例の規定により、使用許可を取り消し、又は原状回復等を命じることがあります。

- 使用許可を受けた施設を他人に貸し、又は使用する権利を譲渡したとき。
- 使用許可を受けた日から3年を経過しても埋蔵しないとき。
- 使用料を納付しないとき。（分納含む）
- 東京都霊園条例第二章（埋蔵施設等の使用）の規定に違反し、又は同章の規定による命令に違反したとき。
- 使用許可に付した条件<sup>\*</sup>に違反したとき。
- 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

### 〔※許可に付する条件〕

- 東京都霊園条例及び東京都霊園条例施行規則の規定を遵守すること。
- 使用者は、使用許可を受けた施設を民法に規定する善良なる管理者の注意をもって使用すること。
- 使用許可を受けた日から20年を経過した後、遺骨を施設内の指定された区域に他の遺骨と共に埋蔵することに同意すること。
- 使用者の責に帰すべき事由によって知事が設置した施設又はこれに附属する設備を損傷したときは、補修し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 使用許可を受けた施設に備え付けた名板に刻字をするとき、あらかじめ知事に届け出て、別に定める制限に従うこと。

上記の〔許可に付する条件〕及び注意事項等は、使用許可証に記載されていますので、ご確認ください。



都立霊園のお問い合わせ先 お問い合わせの際は、お手元に使用者管理番号をご用意ください。

青山霊園管理所	03 (3401) 3652	107-0062 港区南青山 2-32-2
谷中霊園管理所	03 (3821) 4456	110-0001 台東区谷中 7-5-24
公益財団法人 東京都公園協会霊園課	TEL. 03 (3232) 3151 FAX. 03 (3232) 3194	160-0021 新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザハイジア 10F

【窓口の受付時間】 8:30 ~ 17:15

都立霊園の窓口は、年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。

公益財団法人東京都公園協会霊園課の窓口は、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。

※現在、東京都庁では墓所に関する各種手続きは取り扱っておりませんので、ご注意ください。

平成17年発行・平成30年12月改訂

都立霊園公式サイト「TOKYO 霊園さんぽ」  
<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>